

川崎市児童福祉審議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 1 0 月 1 5 日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市条例第 6 1 号

川崎市児童福祉審議会条例の一部を改正する条例

川崎市児童福祉審議会条例（平成１２年川崎市条例第１５号）の一部を次のように改正する。

第７条第１項の表第２部会の項中「、第３部会及び第４部会」を「及び第３部会から第５部会まで」に改め、同表第３部会の項中「第３３条の１５第３項」を「第３３条の１５第２項」に改め、「事項に関すること」の次に「（児童自立生活援助事業、小規模住居型児童養育事業及び意見表明等支援事業、里親、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設及び児童心理治療施設並びに一時保護に係る被措置児童等虐待に係るものに限る。）」を加え、同表中

「

第４部会	児童虐待の防止等に関する法律（平成１２年法律第８２号）第４条第５項に規定する分析並びに調査研究及び検証に関すること。
------	--

」

を

「

第 4 部会	1 法第 3 3 条の 1 5 第 2 項に規定する報告に係る事項に関する こと（第 3 部会に係るものを除く。）。 2 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推 進に関する法律（平成 1 8 年法律第 7 7 号）第 2 7 条の 6 第 2 項に規定する報告に係る事項に関すること。
第 5 部会	児童虐待の防止等に関する法律（平成 1 2 年法律第 8 2 号） 第 4 条第 5 項に規定する分析並びに調査研究及び検証に関す ること。

」

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。